

## 2010年2月16日に川口オートレース場イベントホールにて、「川の守り人」のみなさんへ 県会議長としての挨拶要旨

五カ所の合同完成式おめでとうございます。  
内2カ所（旧芝川・藤右衛門川）が川口であった事重ねて御礼申し上げます。  
副議長はじめ五十五人の関係県議が出席してありますが、議会を代表してごあいさつさせていただきます。

事業開始以前より「川の再生」に取り組んでこられた多くの人（町会関係・企業・ボランティア団体等）に心から感謝と敬意を表します。事業と共にご協力下さいました人すべての皆様のお陰で本日完成を迎えることが出来ました。以前は、ヘドロの中で泳いでいる「カモの群」を見るとお昼「おそば」を食べられなかった（ジョーク）、状況でしたが、今は本当にきれいになりました。大切なのはこれからです。県・市だけではこの川の清流を支えていきません。皆様全てのご協力を頂いて川を守って行きましょう。

又、抜本的対策として合流式下水道の改善なくして「きれいな水」の川は保てません。そこでもままで合流改善事業は国・市の事業で、金額が多額にかかるため中々各市町村事業に着手できませんでした。今年度（平成22）より国の法改正により、県も参加出来る事になりました。そこで市町村と協力しながら主に本管に関するものは県、支管に関するものは市と4カ年計画で更なる改善をして参りますので、引続きのご協力をお願い申し上げます。

## 2、埼玉県議会の議会改革に取り組み改革を大きく前進させました。

平成20. 4～21. 3 議会あり方研究会(全会派の代表者それぞれ複数名が参加)で、全会派参加・全会派合意の下で同研究会幹事長として議会改革の諸問題解決、取りまとめに取り組みました。

### 議会のあり方研究会の成果(平成20年度)

【県政調査費】

○1円以上の領収証をすべて公開することとしました。(平成21年度より、公開は21年度分が22年7月より公開されます。)

○お金の使い方を厳格にルール付けしました。

「埼玉県県政調査費の交付に関する規定」を改正し、**使途基準を厳格・細分化**。

○運用指針を新たに策定しました。

県政調査費の適正な運用を図るため、充当できる活動や充当する際の基本的な原則及び使途基準の留意事項を定めた運用指針を策定した。

【費用弁償】

○昨今の厳しい経済事情を鑑み、思い切った見直しを行い、年間約2,800万円(約3割)以上を削減しました。

・ 応招旅費

現行どおり定額制を基本とした上で、大幅削減し、距離に応じた金額の区分を4区分から3区分に簡素化。

・ 委員会旅費

県内視察等に係る費用弁償を見直し、一律12,000円の定額から交通費+3,300円に減額。

【県議会の森】

○「議長公館・議員会館」の跡地を「議会の森」として整備(平成21年12月開設)。

平成18年度末に廃止された「議長公館・議員会館」の跡地を「彩の国みどりの基金」を活用して緑地として整備し、公園として地元へ開放。



議長公館・議員会館  
(昭和46年1月～平成19年3月)



県議会の森(平成21年12月)

**3、県議会議長在職中(平成21年3月27日～22年3月26日)に、多くの知事提出議案をはじめ、議員提案条例6本(うち政策条例2本)可決、国への意見書19本可決・提出、決議1本可決等多くの議案を議決させていただきました。また、議会の円滑な運営を図るため、「会派に関する規定」を定めました。**

ご存じのとおり、県議会は埼玉県の意思決定機関です。したがって、県議会で議決したということは、「埼玉県としての意思を決定」したことになります。大変重いことです。

中でも、平成21年6月定例会で可決した「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件等と定める条例の一部を改正する条例」は、県議会にとって大変画期的な条例です。この条例によって、知事等の執行部が県行政の運営上特に重要な分野別計画を策定、変更及び廃止しようとするときは、県議会の議決が必要となりました。つまり、従来は、こうした計画の策定等については、県議会への報告義務しかありませんでしたが、条例改正により、県議会で審議し、可決されなければ策定等ができないことになりました。さらに、県議会からこうした計画の変更